佐賀県告示第四百三十九号

た。 より、 生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定に 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項及び中 指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があっ

平成二十二年十二月十四日

佐賀県知事 古 川

康

| ンター さわやか | | 事業所の名称 |
|---------------------------------------|-----------------------|---------|
| 福 社会 さ 武 社 会 社 会 | | 開設者の名称 |
| 旧尾六四四番地地 | 新 三 元 五 基 | 事業 |
| 六四四番地 | 尾六四三六番地三養基郡みやき町大字東 | 事業所の所在地 |
| 四 平 ・ 成 一 二 ・ | | 変更年月日 |